

# ガソリンの混和増量

## と 揮発油税等

平成 15 年 8 月

国 税 庁

### 1. はじめに

平成 15 年 8 月 28 日から「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）の一部を改正する法律」（いわゆる「改正品確法」）が施行されています。

今回の改正において、自動車安全上の問題、環境負荷への影響を考慮し、「揮発油（ガソリン）」に対して適用される品確法上の強制規格について、次の 2 点が追加されました。

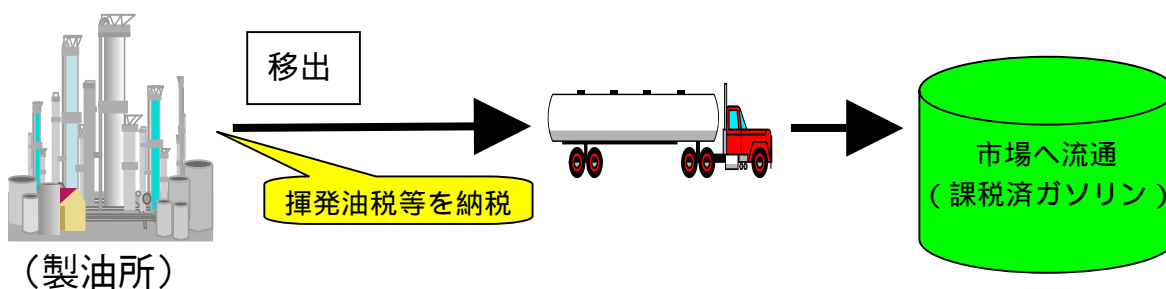
エタノールについては 3 % 以下であること。

アルコール類等の含酸素化合物の酸素分は 1.3(質量)% 以下であること。

### 2. 揮発油（ガソリン）の課税関係についての注意事項

自動車ガソリンをはじめとする揮発油には、製造場から出荷するときに、製造者に対して 1 リットルにつき揮発油税 48 円 60 銭、地方道路税 5 円 20 銭（合計 53 円 80 銭）が課税されています。

#### 〔通常の流通形態〕

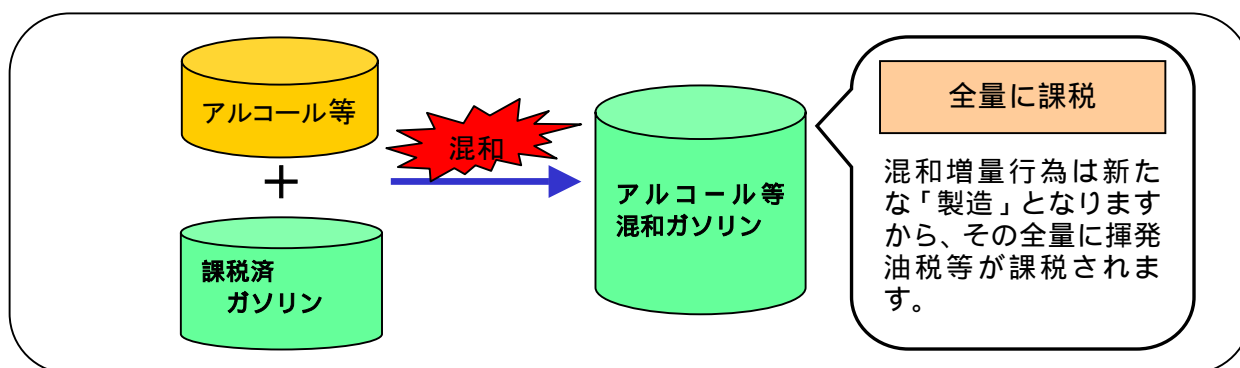


したがって、流通段階における揮発油（ガソリン）の販売事業者の方は、揮発油の仕入れ、販売などの事績を帳簿に記載するという記帳義務のみが課されており、揮発油税等が課税されることは通常起こりません。ただし、仮に流通段階において課税済のガソリンにガソリン以外のものを混和して増量したときは、販売業者の方に対しても、揮発油税等が課税される場合がありますからご注意ください。

- ① 揮発油(ガソリン)にエタノールなどを混和して増量したときは、そのガソリン全部に対してあらためて揮発油税等が課税されます。

品確法の改正により、エタノールなどの混合については規制値が設けられることとなりますが、規制値の範囲内であっても、例えば販売店等で揮発油(ガソリン)とアルコール等を混和し増量行為を行った場合は、新たな品質のガソリンを製造したこととなりますから、揮発油税法上の新たな揮発油の「製造者」となり、混和増量した場所が揮発油の「製造場」となります。

したがって、混和前の揮発油が課税済のものであっても、あらためてその全量に対し揮発油税等が課税されることとなります。



- ② 混和により新たな品質のガソリンを製造しようとするときは、税務署に製造開始の申告が必要になります。また、そのガソリンを移出(販売)した時は、その数量等を申告し、納税する必要があります。

上記 の取扱いにより、アルコール等の混和を行って新たな品質のガソリンを製造しようとする時は、あらかじめその製造場の所在地の所轄税務署に「揮発油税営業等開始申告書」を提出し、製造開始の申告をする必要があります。

また、混和により新たに製造したガソリンを、その製造場から移出したときは、毎月1ヵ月分を取りまとめて、その出荷数量・税額等を記入した「揮発油税及び地方道路税納税申告書」を翌月末日までに所轄の税務署へ提出し、併せて算出した税額を納付する必要があります。

ご不明な点がございましたら、次の相談センター〔揮発油税等広域審理担当〕

東京国税局(消費税課) 03-3216-6811 内線 2666,2667

大阪国税局(消費税課) 06-6941-5331 内線 2776,2932

までお問い合わせください。

— 国 税 庁 —